

## 1 目的

この要領は、救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターへリ」という。）を用いた救急医療により、救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、島根県が実施するドクターへリ事業の事業実施主体である島根県立中央病院が、消防機関、医療機関及び関係機関の協力のもと、事業を安全かつ円滑で効果的に推進するため必要な事項を定める。

## 2 定義

### (1) ドクターへリ

「ドクターへリ」とは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専門のヘリコプターのことをいう。

### (2) ドクターへリ事業

救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的に、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）に規定する「ドクターへリ導入促進事業」に基づき島根県が実施する事業で、ヘリコプターを活用し、救急現場等から治療を開始するとともに救急搬送時間を短縮するものをいう。

### (3) 基地病院

救命救急センターであるとともに、ドクターへリに搭乗する医師等を配置した病院で、事業実施主体である島根県立中央病院（所在地：島根県出雲市姫原四丁目1番地1）をいう。

なお、基地病院に、ドクターへリ要請ホットラインを設置するドクターへリ運航管理室（以下「運航管理室」という。）を置き、関係機関との間で出動に必要な連絡、調整など、運航に必要な管理を行う。

## 3 消防機関及び医療機関の相互協力

消防機関並びに医療機関は、患者の救命救急を最優先し、ドクターへリが安全かつ円滑に運航できるよう相互に協力するよう努めるものとする。

## 4 運航範囲

救急現場への運航、転院搬送等におけるドクターへリの運航範囲は、原則として島根県全域及び「ドクターへリの広域連携に係る基本協定」に定める地域とする。

## 5 救急現場への運航

交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から傷病者の治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とする出動をいう。

救急隊で搬送中の傷病者が搬送先医療機関で収容されなかった場合を含む。

### (1) 要請

#### ア 要請者

救急現場への出動要請は、ドクターへリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な運航距離を考慮

し、別紙1の消防機関が行う。

#### イ 要請判定基準

消防機関は、119番受信時又は救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターへリの出動を要請できるものとし、その判定基準は「ドクターへリ要請基準」(別紙2)によるものとする。

なお、消防機関が要請の判断に迷う場合は、基地病院の医師に連絡し、判断を仰ぐものとする。

#### ウ 要請の連絡方法

消防機関は、基地病院に設置する運航管理室の「ドクターへリ要請ホットライン」へ、出動要請及び患者の容体、ドクターへリの離着陸場所、安全措置等を連絡するものとする。

#### エ 要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に患者の状況により、医師の派遣を必要としない又は、救命の可能性がないと判断した場合には、要請をキャンセルすることができるものとする。

### (2) 出動

#### ア 出動の判断

基地病院は、医師による現場での早期治療開始が必要と判断した場合、現場の気象状況等を確認の上、ドクターへリを出動させるものとする。

#### イ 離着陸場所

##### (ア) 離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関と運航管理室及び関係機関が着陸する前に協議の上、決定するものとする。離着陸場所への連絡が必要な場合は、消防機関と運航管理室が協力して行うものとする。

要請した消防機関が、現場からより近いなどの理由により管轄外の離着陸場所を選定し、搬送を行う場合には、当該離着陸場所を管轄する消防機関に対しその旨を連絡するものとする。この場合、当該離着陸場所を管轄する消防機関は、離着陸場所の管理者への連絡、安全確保等について、可能な限り協力するものとする。

なお、高速道路関連施設を離着陸場所とする場合は、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省の四省庁の「高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について～ヘリコプター離着陸の要件・連絡体制等の整理～」に準拠して所要の対応を行うものとする。

##### (イ) 安全確保の実施

救急現場近くの離着陸場所の安全確保は、要請した消防機関が、その管理者等と協力して実施するものとする。

また、搬送受入病院の離着陸場所の安全の確保は、次のとおりとする。

###### a 屋上ヘリポートを所有する病院

搬送受入病院において行うものとする。

###### b 敷地内に地上の離着陸場所を所有する病院

搬送受入病院が、原則として、搬送受入病院の所在地を管轄する消防機

関（以下「管轄消防機関」という。）の協力を得て行うものとする。

c 敷地内に離着陸場所を所有しない病院

搬送受入病院の管轄消防機関が、その管理者等と協力して実施するものとする。

(ウ) 機長の判断による離着陸

救急現場及び搬送受入病院への収容のいずれの場合でも、離着陸場所の最終的な安全確認はドクターへリの機長が行い、機長の責任と判断で離着陸できるものとする。

ウ 搭乗医療スタッフ

ドクターへリに搭乗する医療スタッフは、基地病院の医師1名及び看護師1名の計2名とする。ただし、状況に応じて臨床工学技士が搭乗する場合があり、医療スタッフは最大4名搭乗することができる。

(3) 患者の搬送

ア 搬送受入病院

搬送受入病院は、別紙3のとおりとする。

なお、消防機関と協議の上、ドクターへリに搭乗する医師の判断により、別紙3の病院以外の病院に搬送することができる。

イ 搬送受入病院の決定

ドクターへリに搭乗する医師が、別紙3の病院の中から、搬送時間、患者の容体等を考慮の上、消防機関と協議して搬送受入病院を決定する。

ウ 搬送受入病院への連絡

搬送受入病院への連絡は、原則として、ドクターへリに搭乗する医師、看護師、若しくは基地病院の医療スタッフが行い、その結果を消防機関と運航管理室へ伝える。

エ 搬送受入病院の管轄消防機関への連絡

搬送受入病院の管轄消防機関への連絡は、原則としてドクターへリを要請した消防機関が行う。

また、運航管理室は搬送受入病院の管轄消防機関に確認の連絡を行う。

オ 付添い者の搭乗

機長の判断により、家族等付添い者の搭乗を認めることができる。

カ 搬送の方法

救急現場から搬送受入病院への搬送方法については、現場及び患者の状況、搬送受入病院までの距離等を勘案して、ドクターへリによる搬送、救急車にドクターへリの搭乗医療スタッフが同乗して行う搬送等、ドクターへリに搭乗する医師が判断する。

## 6 転院搬送の運航

現に医療機関に収容されている傷病者を当該医療機関から高次医療機関に搬送するための出動をいう。

なお、往診先の傷病者を当該往診先から高次医療機関に搬送する場合及び医療機関が救急隊に転院搬送（陸送）を依頼し、救急隊が搬送困難のためドクターへリを要請した

場合を含む。

#### (1) 要請

##### ア 要請者

5の（1）のアと同様に別紙1の消防機関が行うこととする。

##### イ 要請判定基準

搬送元の医療機関の医師が、患者の生命に関わる等の理由から、ドクターへリによる搬送が必要であると判断した場合を基準とする。ただし、搬送元の医療機関の医師は、消防機関への要請依頼の前に、搬送受入病院との間で患者等の情報伝達や転院搬送に関する調整（以下、「事前調整」という。）を行った上で、基地病院とドクターへリの要請の可否、患者の情報等について調整を行うものとする。

なお、医療機関が収容している外来患者で、より高次の医療機関へ緊急に搬送を要する場合（以下、「緊急外来搬送」という。）の事前調整の取扱いはこの限りではない。

##### ウ 要請の連絡方法

医療機関から要請依頼を受けた消防機関は、基地病院に要請を行うものとする。要請の方法は5の（1）のウに準じるが、連絡すべき項目のうち、患者の容体については必須とせず、出動要請を優先する。

なお、事前調整を行わず要請依頼を行う場合は、緊急外来搬送である旨を伝える。

#### (2) 出動

##### ア 出動の判断

基地病院は、要請依頼した医療機関の担当医師に対して患者の状況を確認し、現場の気象状況等を確認の上、ドクターへリによる転院搬送が適切と思われる症例の場合に出動させるものとする。

##### イ 離着陸場所

###### （ア）離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関と運航管理室及び関係機関が着陸する前に協議の上、決定するものとする。離着陸場所への連絡が必要な場合は、消防機関と運航管理室が協力して行うものとする。

###### （イ）安全確保の実施

搬送元医療機関及び搬送受入病院の離着陸場所の安全の確保は、次のとおりとする。

###### a 屋上ヘリポートを所有する病院

搬送受入病院において行うものとする。

###### b 敷地内に地上の離着陸場所を所有する病院

搬送受入病院が、原則として、搬送受入病院の管轄消防機関の協力を得て行うものとする。

###### c 敷地内に離着陸場所を所有しない病院

搬送受入病院の管轄消防機関が、その管理者等と協力して実施するものとする。

###### （ウ）機長の判断による離着陸

搬送元医療機関及び搬送受入病院への収容のいずれの場合でも、離着陸場所

の最終的な安全確認はドクターへリの機長が行い、機長の責任と判断で離着陸できるものとする。

ウ 搭乗医療スタッフ

5の（2）のウと同様とする。

(3) 患者の転院搬送

ア 搬送受入病院への連絡

基地病院以外へ転院搬送する場合、要請依頼した医療機関は、ドクターへリによる転院搬送の決定について、搬送受入病院へ連絡する。

なお、事前調整を行わず要請依頼した場合、搬送元医療機関の医師はドクターへリ到着までの間に搬送受入病院の確保を行った上で、患者等の情報を含め連絡する。ドクターへリ到着までの間に行えなかった場合は、ドクターへリ搭乗医師が協力して行う。

イ 搬送受入病院の管轄消防機関への連絡

ドクターへリを要請した消防機関は、搬送受入病院の管轄消防機関に離着陸場所の安全確保等を連絡する。

また、運航管理室は、搬送受入病院の管轄消防機関に確認の連絡を行う。

ウ 付添い者の搭乗

5の（3）のオと同様とする。

## 7 災害時の運用

(1) 島根県内での災害の場合

島根県内において、大規模な地震等の災害が発生し、「島根県地域防災計画」に基づく災害応急対策が実施される場合のドクターへリの運航は、以下のとおりとする。

ア 通常運航の停止

島根県内において災害が発生し、県において「島根県地域防災計画」に基づき災害対策本部が設置された場合又は県が必要と判断した場合は、前項までに定める通常の救急現場への運航と転院搬送（以下「通常の運航」という。）は一時的に停止することとし、県は直ちにその旨を基地病院及び運航管理室に連絡する。

連絡を受け、通常の運航を停止した場合、運航管理室は、速やかにその旨を消防機関へ連絡する。

イ 基地病院の判断による緊急対応

基地病院は、消防機関からの直接の連絡等により、直ちにドクターへリの出動が必要と判断した場合には、県からの連絡を待たずにドクターへリを災害現場に出動させることができる。

この場合、基地病院は、関係消防機関と連絡調整するとともに、速やかに県に状況報告を行う。

ウ 災害時の指揮

ドクターへリが通常の運航を停止し、災害時の運用に移行した場合、県の災害対策本部又は県の指揮下において、関係機関と連携を図り活動するものとする。

エ 災害時の業務

ドクターへリの災害時の業務は、通常時の業務のほか次の事項を行うものとする。

(ア) 医師及び看護師等医療従事者の派遣（災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を含む）

(イ) 患者の後方病院への搬送及び広域医療搬送

(ウ) 医薬品等医療資機材の輸送等の後方支援

(エ) 被災情報の収集

(オ) その他、県が必要と認める業務

(2) 他都道府県での災害の場合

他都道府県で災害が発生し、県に派遣要請があった場合のドクターへリの運航は以下のとおりとする。

ア 派遣の決定

県にドクターへリの派遣要請があった場合、県はその内容を検討し、基地病院と協議したうえで、ドクターへリの派遣の可否を決定する。

なお、派遣を行う場所は、基地病院から災害発生場所までの距離が 300 キロメートル圏内を原則とする。

イ 派遣先での指揮

派遣することを決定したときは、県は速やかに基地病院に対しドクターへリの出動を指示し、ドクターへリは被災した都道府県の災害対策本部又はその都道府県の指揮下において活動する。

ウ 派遣時の業務

7 の (1) のエのとおりとする。

8 運航時間等

原則として、運航は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とし、季節による日没時間を考慮し、別紙 4 のとおりとする。

なお、台風等の気象条件により出動できない場合がある。

9 気象条件等による飛行の判断

気象条件等による飛行に関する最終判断は、機長が行う。

なお、出動の途中で天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更できるものとする。飛行を中止又は変更した場合、基地病院は、速やかにドクターへリ要請者である消防機関に連絡するとともに、患者を搬送中の場合には、必要な対応をするものとする。

10 感染症患者の搬送

感染性を考慮し、以下のような感染症は、原則としてドクターへリでの搬送は行わない。

- ・ 1 , 2 類感染症、疑似症例及び 1 類感染症の無症状病体保有
- ・ 新感染症
- ・ 指定感染症の一部

## 11 常備搭載医療機器

基地病院は、ドクターへリに、救急医療に必要な医薬品等を収納したドクターバッグ、ストレッチャー・人工呼吸器・除細動器・心電図モニター・自動血圧計・酸素飽和度計を常備搭載する。

## 12 空床の確保

基地病院は、ドクターへリで収容される患者用として空床確保に努めるものとする。

## 13 費用の負担

ドクターへリによる搬送自体に係る費用については患者の負担はないものとする。ただし、救急の現場等での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき、患者又は家族に請求する。

## 14 基地病院の体制

基地病院は、ドクターへリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場所の確認や、運航に必要な資料収集のほか、出動事例の事後評価に努めるものとする。

なお、市町村担当部署及び消防機関並びに医療機関は、基地病院からの求めに応じ、これらに協力するものとする。

## 15 地域との連携及び協力体制

基地病院と県は、市町村担当部署、消防機関、警察、医療機関、学校、公園管理者などドクターへリ運航に關係する機関相互の理解と協力を得て、ドクターへリが安全で円滑に機能を發揮できるよう体制を整備するものとする。

## 16 搬送受入病院の体制

ドクターへリの搬送先となる対象の病院がヘリポートを所有している場合には、ヘリコプターの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容などについて、病院内における体制の確立等に努めるものとする。

また、ヘリポートを所有していない場合には、ドクターへリ事業について、管轄消防機関や学校、公園管理者などの関係者に理解と協力を求め、ドクターへリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容など、ドクターへリが安全で円滑に運用される体制を整備することに努めるものとする。

## 17 県防災ヘリコプターとの連携

基地病院は、ドクターへリ事業の目的を果たすため、必要に応じて県防災ヘリコプターと連携して活動するものとし、その詳細は別紙5のとおりとする。

## 18 陸路搬送の選択

ドクターへリの要請が重なる件数（重複要請件数）を低減させ、ドクターへリのより効果的・効率的な運用が図られるよう、以下の場合は前記5、6の規定に関わらず原則陸

路搬送を選択するものとする。ただし、現場救急にあっては、高エネルギー外傷が疑われるもの及び消防機関の判断によりドクターへリ要請が適当と認められるものを除く。

(1) 現場救急

ア 救命救急センター周辺部（救命救急センター所在市町村内に限る）のうち、救命救急センターまでの搬送が陸路30分未満、かつ該当の消防機関からの到達が陸路15分未満の現場救急。

イ 救急告示病院周辺部（救急告示病院所在市町村内に限る）のうち、救急告示病院までの搬送が10分以内の現場救急。なお、地域の実情に配慮した運用とすることとし、その詳細は別に定める。

(2) 転院搬送

搬送先高次病院への搬送が陸路30分未満に所在する病院からの転院搬送。

19 ドクターへリ運航調整委員会の設置

ドクターへリを円滑に運航するため、島根県ドクターへリ運航調整委員会を設置する。委員会の設置要領は、別紙6のとおり定める。

20 ドクターへリの運航時に生じた問題の対処

ドクターへリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院及び運航会社がすべて対応するものとする（連絡先：0853-30-6423 島根県立中央病院事務局総務グループ ※平日8:30～17:15）。この場合において基地病院及び運航会社は、問題の解決に向け迅速に対応するものとする。

21 ドクターへリの運航時に発生した事故等の補償

ドクターへリの運航時に発生した事故による損害については、被害を被った第三者等に対して、運航会社が契約における保険等により補償するものとする。

このため運航会社は、事故に備えて十分な補償ができるように損害賠償保険等を契約しておくものとする。

22 インシデント・アクシデント情報の報告

基地病院は、「ドクターへリの安全運航のための取組について」（平成30年7月25日付け医政地発0725第3号）を参考にインシデント又はアクシデントの情報を取りまとめ、半年ごとに島根県ドクターへリ運航調整委員会及び県へ報告するものとする。

ただし、レベル3b以上に該当するもの及びこれに該当しないものであっても緊急に注意喚起を必要とするもの等については、速やかに島根県ドクターへリ運航調整委員会及び県へ報告するものとする。県は必要に応じ、厚生労働省及びドクターへリのインシデント・アクシデント情報の収集分析を行う学会等に報告を行う。また、これらに該当しないものについては、年度ごとに当該学会等に報告を行う。

23 インシデント・アクシデント情報の収集分析及び管理

島根県ドクターへリ運航調整委員会は、全インシデント・アクシデント情報の収集分析及び管理を行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年6月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。